

#### IV 家計調査職業分類表

世帯区分	職業区分	種類	基準	内容例示
勤労者世帯	1	常用労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者	仕上工、検査工、製図工、分析工、見習工、工事人、印刷工、塗装工、電車運転士、自動車運転手、航海士、車掌、配達員、集金人、警備員、守衛、用務員、清掃員、新聞販売人、ダンサー、ウェイター、大工、とび職、左官、理容師、介護士、ホームヘルパー、保育助手、販売店員、映写技師など
	2	臨時及び日々雇労務作業者	官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者	
	3	民間職員	民間の鉱山、工場、会社、商店、病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者  在日外国政府施設関係を含む。 なお、「7」に分類する者は除く。	執行役員、会計事務員、一般事務員、仕入主任、人事係長、課長、営業、所長、検査、判事、船長、高級船員、駅長、校長、教員、警察官、消防士、保線区長、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、電気技術者、大学助手、パソコン等操作員、電話交換手、鉄道専務車掌、通信士、カメラマン、看護師、写真師、外交員、デザイナー、保健師、ケアマネージャー、看護助手、歯科助手、動物看護師、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、図書館司書、速記者など
	4	官公職員	官公庁又は官公立の病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者  在日外国政府施設関係は民間とする。 なお、「7」に分類する者は除く。	
勤労者世帯以降	5	商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主  なお、「6」に分類する者は除く。	たばこ店主、魚店主、菓子店主、洋品店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、行商、ブローカー、大工、庭師、アパート経営者、個人タクシー運転手など
	6	個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、食堂経営者、不動産業経営者など
	12	農林漁業従事者	独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者	農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、伐木作業者、育林作業者、漁ろう作業者、あま、海草・貝採取作業者、水産養殖作業者など
外その他	7	法人経営者	法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員  なお、「3」、「4」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	社長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、長官、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、地方公共団体の会計管理者、教育委員など
世帯その他	8	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者  ただし、雇用されている者は除く。	弁護士、公認会計士、開業医、助産師、建築士、あん摩マッサージ指圧師、僧侶、神職、画家、図案家、著述家、作曲家、行政書士、評論家、生花教授、コンサルタントなど
世帯その他	9	その他	「1」～「8」、「12」の分類に当てはまらない者	議員、芸能人（歌手、俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など
世帯その他	10	無職	職業のない者	年金生活者、失業者、住み込みの家事使用人（お手伝いなど）、住み込みの営業上の使用人、主婦など
世帯その他	11	家族従業者	家業に従事している者	

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。